

工事成績評定要領

平成31年4月1日

令和6年4月1日（一部改正）

（目的）

第1 この要領は、鈴鹿市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に関して必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2 評定の対象は、当初設計金額が130万円を超える工事とする。ただし、次に掲げる場合は評定しないことができる。

（1） 部分完成検査、出来高部分検査及び中間検査

（2） 手直し工事

（3） 業務委託

（評定者）

第3 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、市長が検査を命じた職員（以下「検査員」という。）、工事を監督する職員（以下「監督員」という。）及びグループリーダー等とする。

（評定の内容）

第4 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

（評定の方法）

第5 評定は、工事成績調書（第1号様式）及び別に定める工事成績採点表（以下「工事成績調書等」という。）により、工事ごとに独立して行うものとする。

（評定の時期）

第6 監督員及びグループリーダー等は工事が完成したとき、検査員は検査を実施したときに行うものとする。

（工事成績調書等の提出）

第7 監督員は、各評定者の評定完了後、速やかに当該工事の検査員に工事成績調書等を提出するものとする。

2 検査員は、工事成績調書等を検査完了後、遅滞なく、技術監理契約課長に提出するものとする。

（その他）

第8 評定の結果、評定点合計が49点以下の工事については不良工事と認め、技術監理契約課長は、速やかに鈴鹿市請負工事等執行部会運営要領第2条の規定により、鈴鹿市請負工事執行部会に諮るものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に完成検査を実施する工事について適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。